

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会社会福祉金庫貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、低所得者階層の福祉向上を図ることを目的として、社会福祉金庫を設置する。

(貸付対象)

第2条 この社会福祉金庫貸付の対象となる世帯は、低所得者世帯とする。

2 但し、真岡市に住民登録・6ヶ月以上の者とするが、福祉事務所において、特に必要とする場合は、この限りにあらず。

(貸付金額)

第3条 この社会福祉金庫貸付は、次の条件によって貸付けるものとする。

1. 貸付金額 20,000円以内。

特に必要（葬祭費等）と認められる場合は、最高限度額100,000円以内とする。

(申込方法)

第4条 この社会福祉金庫貸付の借入申請をする者は、地区の担当民生委員、又は、福祉事務所長を通じて、社会福祉協議会長宛に申込をするものとする。

(貸付決定)

第5条 社会福祉協議会長は、申込書を審査のうえ、本人（世帯主）に貸付けるものとする。

(返済方法)

第6条 この社会福祉金庫貸付の借受した者は、翌月より10ヶ月以内に返済しなければならない。

(保証人)

第7条 社会福祉金庫貸付を貸付ける場合、保証人は次による。

2 社会福祉金庫貸付を借りる場合は、民生委員の意見書、及び保証人を1名つけるものとし、借受け申込書及び借用書を添付する。但し、民生委員及び議員は保証人になることができない。

(支払猶予及び免除)

第8条 社会福祉協議会長は、借受人が次の各号に該当する場合には、貸付金の支払いを猶予又は、免除することができる。

2 借受人が災害その他やむを得ない事情のため期限までに貸付金を返済することが困難になったと認められるときは、当該貸付金の全部又は、一部を猶予することができる。

3 借受人の死亡その他やむを得ない事情により貸付金を返済することが困難になったと認められるときは、当該貸付金の全部又は、一部を免除することができる。

(その他)

第9条 この社会福祉金庫貸付規程の施行上必要なことについては、本会において決定する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。